

フクシマ社会保険労務士事務所たより



連絡先: 〒286-0041
千葉県成田市飯田町 143-80-312
電話: 0476-37-8770
FAX: 0476-37-8810
e-mail: info@fuku-roumu.com
特定社会保険労務士 福島 富生

令和4年4月からの年金制度

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、年金制度の一部が改正されます。4月からどのように変わるのか見ていきます。

◆繰下げ受給の上限年齢引上げ

老齢年金の繰下げ年齢の上限が75歳に引き上げられます(現在の上限は70歳)。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰下げの上限が10年に引き上げられます(現在は5年)。

◆繰上げ受給の減額率の見直し

年金の繰上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.4%に変更されます(現在は0.5%)。

◆在職老齢年金制度の見直し

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とされない範囲が拡大されます(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が28万円から47万円に緩和。65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に)。

◆加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年(中高齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります

(経過措置あり)。

◆在職定時改定の導入

現在は、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われるようになります。

◆国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」が発行されることとなります。既に年金手帳を所持している方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。

【日本年金機構「令和4年4月から年金制度が改正されます」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html>

「改正育児・介護休業法」実態調査 ～エン・ジャパン調査より

◆「改正育児・介護休業法」、認知度は9割。 2022年4月からの適用内容と2022年10月 からの適用内容、認知度はそれぞれ73%

「2022年4月から段階的に施行される『改正育児・介護休業法』は知っていますか？」と尋ねたところ、79%が知っている（よく知っている：16%、概要だけは知っている：63%）と回答しました。従業員規模別での認知度は、従業員数300名未満の企業では77%（同：14%、63%）、従業員数300名以上の企業では84%（同：22%、62%）で、大企業での認知が進んでいる実態がわかりました。

また、この法改正によって段階的に施行される具体的な内容について、2022年4月から全企業に対して課される「育児休業を取得しやすい環境整備・個別の周知・意向確認措置の義務化」と「有期労働者の育休取得条件緩和」の認知度は73%（よく知っている：14%、概要だけは知っている：59%）でした。2022年10月からの「産後パパ育休（出生時育児休業）の創設」「育児休業の分割取得が可能になること」の認知度も同じく73%（同：19%、54%）でした。

◆35%が「男性の育児休業の取得実績がある」と回答。従業員数300名以上の企業では59%が男性の育休取得実績あり

育児休業の取得状況について、男女別に伺いました。男性の育児休業について、35%が「取得実績あり」と回答しました。企業規模別では、従業員数300名未満の企業では取得実績があったのは26%でしたが、従業員数300名以上の企業では59%と、大企業の半数以上で男性育休の取得実績があることがわかりました。女性の育児休業は全体で79%、従業員数300名未満の中小企業でも73%が「取得実績あり」と回答。男女の取得実績に40ポイント以上差がある実態がわかりました。

【エン・ジャパン「390社に聞いた「改正育児・介護休業法」実態調査】

[https://corp.en-](https://corp.en-japan.com/newsrelease/2022/28531.html)

[japan.com/newsrelease/2022/28531.html](https://corp.en-japan.com/newsrelease/2022/28531.html)

雇用を守る在籍型出向の活用が広がっています

——産業雇用安定助成金の活用状況とりまとめ（厚生労働省）から

厚生労働省は2月28日、「産業雇用安定助成金」の活用状況を公表しました。

産業雇用安定助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもので、1年間で1万人以上の活用がありました。

厚生労働省は、制度創設の令和3年2月5日から1年が経過した翌年2月4日までに、事業主から都道府県労働局に提出のあった「産業雇用安定助成金出向実施計画届」を取りまとめ、取組みの事例と併せて紹介しています。

◆企業規模別では、中小企業から中小企業への出向が最も多い

助成金の活用を企業規模別に見ると、出向元が中小企業の割合は約62%、出向先が中小企業の割合は約58%になっています。中小企業から中小企業への出向が最多の4,456人（43%）で、大企業から大企業への出向が2,271人（22%）、中小企業から大企業への出向が1,992人（19%）、大企業から中小企業への出向が1,606人（15%）となっています。

◆産業別では、出向元は運輸業・郵便業、出向先は製造業が最も多い

産業別にみると、出向元の最多は運輸業・郵便業（4,103人）で、出向先の最多は製造業（2,085人）となっています。出向成立の最多は、製造業から製造業（1,271人）で、異業種への出

向割合は 62.9%でした。出向元は上位6業種で全体の約 93%、出向先は上位6業種で全体の約 77%を占めています。

コロナによる経済活動への影響を反映して、出向元は観光や交通が多く、出向先は物流を支える産業や非対面系の業務が多かったようです。

◆出向を実施した企業(出向元・出向先)や労働者の9割以上が好評価

助成金活用企業や出向労働者に対して実施したアンケート調査(令和3年8月厚生労働省調べ)によると、出向元企業では「労働意欲の維持・向上(63%)」「能力開発効果(59%)」、出向先企業では「自社従業員の業務負担軽減(75%)」「即戦力の確保(52%)」、出向労働者では「能力開発・キャリアアップ(57%)」「雇用の維持(46%)」を挙げていて、企業、労働者双方から高い評価を得ています。

【厚生労働省「雇用を守る在籍型出向、活用広がる～産業雇用安定助成金の創設から1年、対象者が1万人を超えました～」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000902822.pdf>

今年 10 月の社会保険適用拡大(従業員数 101 人以上の企業)まで半年 ～事業主の皆さま、準備・対応はお済みですか？～

◆段階的に社会保険加入が義務化

2020 年に年金改正法が順次施行され、今年の 10 月と 2024 年 10 月の 2 回に分けて、段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。

パート・アルバイトの方を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件は、現行の従業員 501 人以上規模から、今年の 10 月に従業員 101 人以上規模、さらに、2024 年 10 月に従業員 51 人以上規模の企業まで拡大されます。

新たな加入対象者は、以下の条件を満たすパート・アルバイトの方です。

- ・週の所定労働時間が 20 時間以上
- ・月額賃金が 8.8 万円以上

- ・2か月を超える雇用の見込みがある(2か月以内の期間を定めて使用され、この定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合も含む)
- ・学生ではない

適用拡大対象の事業主の皆さまには、日本年金機構が3月にダイレクトメールを送付しています。また、厚生労働省は、社会保険適用拡大特設サイトを設け、厚生年金保険「被保険者資格取得届」に関する届け出までの社内準備や、無料で利用できる「専門家活用支援事業」などを紹介しています。

【詳細はこちら】

社会保険適用拡大特設サイト

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=4&n=164>

4月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

5月2日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>[労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
 - 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付[都道府県・市町村]
 - 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

当事務所よりひと言

コロナ禍も3年目を迎えてしまいました。一日も早く元の生活に戻りたいという思いは変わりませんが、感染予防のために導入したテレワークなどにより「働き方」に新たな発見もあったことは事実です。

4月は入社や転勤など環境が大きく変わる時期です。心身ともにリフレッシュしてスタートしましょう。